



平成31年 3 月 5 日
8 時 30 分 受領

平成31年 3 月 5 日

伊根町議会議長 様

伊根町議会議員 佐戸 仁志



一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
府道舗装の変更 について	現在亀島地区内で行われている府道の舗装工事は伊根浦観光、伝建地区景観保全の為、カラー舗装とすると聞いていた。地区住民の反対があり変更となったと聞き仕方なく思うが、伊根町議会の中でも話し合われ、議員の一般質問でも様々な意見が交わされた事案である。 伊根町の内部で計画され、府に要望した事案でもあり何の説明もなく変更された事は残念である。 今後もこのような事が起こりうるのか、経緯と対策をお聞きする。	町長

発言時間 約 10 分

- (注)
- 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
 - 2 質問の相手は、町長、教育長とする



平成31年3月5日
9 時 12 分 受領

平成31年3月5日

伊根町議会議長 様

伊根町議会議員 大谷 功 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
○国保税均等割の免除について	世帯人数が多いほど国保税が高くなる均等割が国保にだけあり、他の保険にはない。医療保険によって負担に大きな差があるのは問題。特に子育て世帯は、子どもに収入がないにもかかわらず、均等割負担があり国保税額が高額になる。子どもの均等割負担は免除するなどして負担を軽減出来ないか。またその財源として、例えばふるさと応援寄付金の「少子・高齢化対策に係る事業」を利用するなど検討を求める。	伊根町長
○伊根町奨学生の奨学金免除制度について	伊根町では移住者支援の制度も充実しており、移住者が増えていることを実感しており、移住者がいる村では活気が出てきているようである。今、町民の新規学卒者で定住、またUターン者が少ないのが問題。移住者と地元の子どもの定住と両面から定住促進を図る必要がある。伊根町では、教育の機会均等に寄与するとともに、次代を担う人材の育成に資することを目的に、奨学資金の貸与を行っている。この制度の利用者で、伊根に残ったり、Uターンした方に奨学金の一部返済免除を行い、定住促進につなげることを検討できないか。	伊根町長
		発言時間 約 1 5 分

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
2 質問の相手は、町長、教育長とする。



平成 31 年 3 月 5 日
9 時 16 分 受領

平成31年 3 月 5 日

伊根町議会議長

様

伊根町議会議員 長谷川 貴之



一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
定住化促進対策について	当町の基幹産業である漁業の新規就業者において は、近年、水産会社をはじめ多くの若い方が I ター ン等で就業しており年々増加傾向にある。現在、新 規就業者は社員寮や町営住宅、空き家住宅の移住支 援補助金等の活用でも移住生活をしている。その若 い方は将来世帯をもち子育て世代となる。町内に定 住し続けるには子育て支援も充実している当町であ るが、漁業においては低所得であり、一生涯の賃貸 契約の生活では経済的負担が大きく、町外等への移 住を検討している声もある。当町に就業するだけで なく町内での定住は勿論、就業地区内での定住こそ が本来の定住の姿であり、人口減少対策、地域活性 化、地域貢献に繋がると考える。現在の町営住宅も 団地ごとに地域貢献に差があり、地域貢献に繋がっ ていないことも聞く、また町営住宅は建設コストや 維持管理費もかかる。それに代わる施策として平成 23年議案第52号「伊根町蒲入定住化促進住宅設置及 び管理に関する条例の制定について」にあった住宅 同様、町内に多くある空き家を有効に活用し、それ ぞれの地区で柔軟に対応すべき必要があり、これが 本来の定住と言える。今後どのように定住化につい て考えておられるのか見解を伺う。	町 長
買い物弱者への対応について	近隣のスーパー等においては、閉店や営業縮小が相 次ぎ、住民はこれまで以上に不安と不便を感じてお られる。以前より筒川地区をはじめ各地区の買い物 弱者は「高齢者等見守り協定」を締結している移動 スーパーに対しても巡回販売を要望しているが、現 在の巡回地以外への販売は現時点で物理的に困難と いうことで対応がなされておらず、本来の買い物弱 者への支援に至っていない地域があり、町内でも地 域格差が生じている。当町は買い物支援バスも運行 しているが、買い物弱者に対する支援の現状把握が できているのか、また、支援の在り方も再検討が必 要と考えるが見解を伺う。	町 長

発言時間 約 15 分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
2 質問の相手は、町長、教育長とする。



平成 31 年 3 月 5 日
9 時 18 分 受領

平成31年3月5日

伊根町議会議長 上辻 亨 様

伊根町議会議員 山根 朝子



一般質問通告書

次のとおり通告します

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
町職員の研修について	町職員の研修は、経験別、部署別などを考慮して年間計画が作成され、実施されているものと思われる。その内容は想像するに、全国の町村会の研修プログラムがあり、それに沿って行われているのであろう。しかし、伊根町の職員研修計画については、町民に公表されていないため、どのような研修を受けて、そのことで伊根町の行政や、町作りにどのようにそれが生かされたのか等が、なかなか見えづらくなっていると思われる。また、理論的なものも大切だが、町民の暮らしや、生業の実情を実際に現場に出向き、体験することも必要ではないかと考える。町職員も町内に居住する方ばかりではない。数字ではわかっているつもりでも、実際に現場に行き、住民の話を聞き、思いを共感することで得られるものは計り知れないのではないか。求められる職員像、求められる職員能力をどのように考えておられるのか、また、現場体験などの研修も行っていってほしいと考えるが、町長の見解を伺う。	町長
ボランティアの育成と確保の取り組みについて	伊根町福祉計画では基本目標の一つに地域福祉を担う多様な人作りのため、ボランティア活動の普及、啓発、ボランティアリーダーの育成を謳っている。しかし現状は若い人が集まらない、ボランティア活動をしている人の高齢化が進み、活動の維持が難しい、活動する人が固定化され同じ人がいくつものグループや役割を掛け持ちしているなど、困難が目立ってきている。社協でも25年間続いたふれあい弁当の事業が3月末で終了となる。その理由は作り手の高齢化と聞いている。地域福祉、障害者福祉を進めるためにはボランティアの果たす役割は重要である。ボランティア活動の推進のために行政はどのように関わるのか、今後のボランティア活動の展望を伺う。	町長
	発言時間	約 15 分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
- 2 質問の相手は、町長、教育長とする。



平成 31 年 3 月 5 日
10 時 50 分 受領

平成 31 年 3 月 5 日

伊根町議会議長

様

伊根町議会議員

中嶋 章



一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
公共工事について	先般、京都府精華町において公共工事で官製談合の事件が発生しました。行政の担当者と業者との癒着が指摘されています。公共工事は言うまでもなく公正な入札競争と施工される工事の安全性と最大限の品質が業者に求められます。この事件に際し、改めて町の発注する公共工事の落札チェック体制と完了審査のあり方をお聞きしたい。 また、広報伊根で落札結果のみを告知されているが比較資料として入札のあったすべての業者と入札金額も明らかにし発注する公共工事、物品購入が公正に行われ、町民がより一層納得し信頼されるように公表して頂きたい。	町長
移住定住対策について	若い世代の定住と地域の維持、活性化を目的に今年度の事業の柱に滞在型体験施設がオープンします。移住定住に向けて期待を寄せたいと思います。大原町営住宅が出来て若い世代の増加がみられるもののまだまだ住宅の供給は不足しているのも現実です。 そこでもう一度目を向けたいのが空き家の活用です。現在、町に空き家バンクに登録されているのが 16 件です。しかし、実際はまだまだあり町も実数は把握できていないのではと思われ、今後も過疎化で増加が予想されます。朽ち果てる前に再活用出来れば若い方にもまた田舎暮らし物件として活用できます。 各地区協議会等の場を通して情報を提供してもらい積極的に空き家バンクに登録してもらえるように地区に働きかけが有効かと考えます。登録された空き家が成約すれば所有者に奨励協力金を支給する等の施策を実施したらどうでしょうか。 また、分譲宅地を供給し積極的に若い方を呼び込む施策も定住に必要なと考えます。滞在型施設を利用された宿泊者を次のステップにつなげる施策があるのかお聞かせください。	

発言時間 約 20 分

- (注)
- 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
 - 2 質問の相手は、町長、教育長とする。



平成 31 年 3 月 5 日
10 時 51 分 受領

平成 31 年 3 月 5 日

伊根町議会議長 様

伊根町議会議員 和田 義清



一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
------	-------	-------

移住促進について 〈伊根平田区のお試し住宅について〉

町長

本町への移住の推進を図り、もって本町への人口の流入を促進するため、本町への移住を検討している者が、本町の風土及び日常生活を体感しながら、定住の足掛かりとするために一時的に居住する事を目的とし平成 28 年にお試し住宅は整備された。

募集は公募によって行われ、応募が募集戸数を超えた場合は、公開抽選をする。

期間は三期に分け、家賃や資格優先順位等の詳細は要項にて定められている。

以下の点について伺う。

- ① これまでの実績状況は？
- ② 伊根地区、及び他地区への I ターン、U ターンの移住者増はこれまでの移住促進施作の成果の表れと評価する。
このお試し住宅は、目的としている移住のきっかけになっていると検証可能か？
- ③ 今後の更なる利活用の方針はあるのか？

空施設について

〈旧本庄中学校の跡地について〉

町長もしくは教
育長

平成 28 年に旧本庄中学校施設の利活用について廃校利活用検討委員会へ諮問された。

平成 29 年には検討委員会から、校舎及び体育館は解体撤去し、目的に合った施設を国の補助金を活用して建設するという結論の答申が出された。

理由としては、45 年が経過した施設では耐震基準が満たされず、施設の安全確保に要する費用と解体費用を概算、比較したところ解体撤去費用の方が安価と判明した。
また、現在の建物は国庫補助金を活用して建設されたため、関係法令によって一定の制限がかかるため一旦解体撤去し更地とする事で、関係法令の規制や学校という建物としての構造にこだわる事なく、今後の利活用方策を幅広く探る事が期待できる。
その際は国の補助制度を活用し、目的あった施設を建設する事により町の財政負担も軽減される。
以上が主な理由である。

その他として、当時の検討委員会では、建物部分の利活用を中心

とした内容の意見も多く出された事から、建物部分の利活用を中心とした協議もなされたが、結論として建物部分は解体撤去とし、グラウンドについては利用する事に危険性はないため、必要に応じては柔軟な開放を行い、引き続き日常的な維持管理に努めて頂きたいと追記している。

この答申後も、引き続き旧本庄中学校施設は特に地元からの明確な利活用の要望もない事、また、解体費用も高額になる事等の様々な事情からと推測するが、現況、維持管理されている。

よって以下の点についての見解を伺う。

① 解体の見込みもしくは予定があるのか？

② 検討委員会の中で、施設のある自治区主導で利活用を探り進めるのが妥当ではとの意見もあったが、明確な利活用の計画もしくは要望が出るまでは現状の維持管理をしていくのか？

発言時間 約 40 分

- (注)
- 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
 - 2 質問の相手は、町長、教育長とする。



平成 31 年 3 月 5 日
14 時 20 分 受領

平成 31 年 3 月 5 日

伊根町議会議長 上辻 亨 様

伊根町議会議員 濱野 茂樹



一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
受動喫煙防止対策について	昨年 7 月に健康増進法の一部が改正され、2020 年 4 月に全面施行されるにあたって本町がおこなうべき取り組みと、20 歳未満の子どもたちや患者、妊婦をはじめ、健康のため望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりについて、町長の見解を伺う。 ・第一種施設(行政機関の庁舎、学校・病院等)は原則敷地内禁煙となるが、公共施設の現状と今後の具体的な取り組みは。 ・屋外における分煙施設設置の考えはないか。また、町独自の受動喫煙防止のための施設設備の整備助成の考えはないか。 ・路上喫煙禁止エリア設定の考えはないか。	町 長
法定外目的税(宿泊税)について	当町の魅力をさらに高めるとともに、観光客の受け入れ体制整備の財源をはじめとする施策に要する費用に充てる目的で宿泊税をはじめとする目的税導入は重要だと考える。 日常を暮らす町民と、非日常を楽しむ観光客が共存共栄できる地域づくりを進めるため、宿泊税をはじめとする目的税を導入すべきだと考えるが、2017 年 3 月定例会以後の検討状況と今後の導入に向けた町長の見解を伺う。	町 長
路上駐車対策について	町営駐車場設置以降、観光客の路上駐車は随分と改善されたが、駐車禁止区間や道路交通法 45 条 2 項による路肩側に 0.75m あけ、右側に 3.5m 以上の幅がない道路は駐車禁止となっているにもかかわらず、観光客のみならず一部住民等において、路上駐車が常態化している現状が見受けられる。 道路利用者の安全確保のためにも、こうした違法駐車は、警察と連携し取り締まるとともに、町営駐車場やおきなぎの家の前駐車場の利用を促すなど、個別の啓発・指導が必要だと考えるが町長の見解を伺う。	町 長